

中日本高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領

(目的)

第1条 中日本高速道路株式会社事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(委員会の開催)

第2条 委員会は、原則として次に掲げる場合に開催するものとし、委員長が招集する。

- 一 再評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針(原案)について審議を行う場合
- 二 事後評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針(案)について審議を行う場合
- 三 同種事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直しの必要性について審議を行う場合
- 四 その他委員長が必要と認める場合

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

(議事)

第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を総理する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成で決するものとし、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(審議過程の透明性の確保)

第4条 委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員会の開催については、あらかじめ公表するものとする。

2 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。
ただし、個人情報等を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、委員会に諮り、非公開とすることができる。

3 委員会における審議内容は、その議事録を作成し、公表するものとする。

4 委員会に提出された資料は、前項の議事録とあわせて公表するものとする。
ただし、公表することが適切でないと委員会が判断したものについては、これを公表しないものとする。

5 前2項の公表は、委員会の会議終了後速やかに行うものとする。ただし、

委員会が継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公表するものとする。

（専門家の意見の聴取）

第5条 委員会は、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができる。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

本要領は、平成19年 3月 8日から施行する。